

(別紙 第 11 条関連)

取引業者様へのお願い

大垣女子短期大学 学長

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、依然として全国の研究機関における公的研究費の不正使用が後を絶たないことから、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定)が平成 26 年 2 月 18 日付で改正され、各大学、短期大学に管理ルールの見直しと徹底を図るよう指示がございました。

本学では、ホームページ上に別途掲載しております「大垣女子短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」におきまして、不正に関与した業者に対する処分方針を開示させていただいております。

かかる状況に対して取引業者様のご理解の下、取引に関する不正防止の観点から、下記要領にて誓約書のご提出をお願い申し上げる次第です。

取引業者の皆様にも、従来とは異なる手続きをご依頼申し上げることもあるかと存じますが、ご協力を下さいますようお願い申し上げます。

今後も大垣女子短期大学では、公的研究費の不正使用防止に向けて、誠実に取り組み、「不正をしない、起こさない」教育研究環境の構築に努めてまいります。

#### 記

1. 誓約書のご提出は、一定の取引実績や不正リスク要因・実効性を考慮し選定した取引業者様をお願いを致します。
2. ご提出いただく誓約書の様式については次ページをご参照ください。
3. 誓約書のご提出先：〒503-8554 岐阜県大垣市西之川町 1 丁目 109 番地  
大垣女子短期大学 総務課

以 上

## 誓 約 書

当社（又は私）は、貴学との公的研究費に係る取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

### 記

1. 貴学の定める諸規程を遵守し、不正に関与しません。
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. 貴学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、貴学の窓口に連絡します。

大垣女子短期大学 学長 殿

年 月 日

所 在 地 : \_\_\_\_\_

会社名又は  
屋 号 等 : \_\_\_\_\_

代表者名又は  
事 業 主 名 : \_\_\_\_\_ ㊞